

変更届出書

（第 三 面）

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、（５）政令第２条の２で定める使用人について変更がありましたので、宅地建物取引業法第９条の規定により届け出ます。

令和 7 年 4 月 1 日

千葉県知事 殿

届出者

商号又は名称
郵便番号
主たる事務所の所在地
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号
ファクシミリ番号

千葉県不動産株式会社
260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉 太郎

043-223-3238
043-225-4012

受付番号

受付年月日

届出時の免許番号

*

*

12

(1)

99999

項番

30

事務所の別	2	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	*事務所コード		
事務所の名称	南支店					

◎政令第２条の２で定める使用人に関する事項

変更区分

1. 就退任
2. 氏名

1

32

変更年月日				年			月			日
変更後	登録番号									
	フリガナ									
	氏名									
	生年月日				年			月		

↑

変更年月日	R		01	年	05	月	01	日
変更前	登録番号	12			000000			
	フリガナ	チバ ヨンロウ						
	氏名	千葉 四郎						
	生年月日	S		50	年	04	月	04

確認欄

*

備考

1 各面共通関係

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)④に従うこと。

(記入例) ②

0	0
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

(記入例) ④

9	9
---	---

 ()

				5	0
--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

T	大	正	H	平	成
S	昭	和	R	令	和

[平成元年8月23日の場合]

- ④ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。
- ア 個人の場合には記入しないこと。
- イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。
- エ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

01	代表取締役(株式会社・有限会社)	04	代表社員(合名会社)	07	理 事
02	取締役(株式会社・有限会社)	05	社 員(合名会社)	08	監 事
03	監査役(株式会社・有限会社)	06	無限責任社員(合資会社)	09	そ の 他

- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3
---	---

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

- ⑥ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

霞	が	関	2	―	1	―	3	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

2 第一面関係

- ① (1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 項番12の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 代表者に交代があった場合
- 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者の氏名に変更があった場合
- 「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3 第二面関係

項番 **21** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4 第三面関係

① 第三面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④ 項番 **31** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア 事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ 事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

⑤ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	—	3	5	8	0	—	4	3	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。

⑦ 項番 **32** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。

ア 政令第2条の2で定める使用人に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 事務所の新設に伴い、政令第2条の2で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 事務所の廃止に伴い、政令第2条の2で定める使用人を退任させた場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5 第四面関係

① 第四面は、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。

② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③ 項番 **30** の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

③ 項番 **41** の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番 **30** の事務所ごとに作成すること。

ア 専任の宅地建物取引士に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ 専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ 専任の宅地建物取引士を削減した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ 専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。